

高山赤十字病院看護学生等奨学資金貸付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、高山赤十字病院（以下「病院」という。）において、看護師、助産師、保健師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学資金として貸付し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 奨学資金貸付の対象となる者は、看護師等養成施設である看護大学、看護短期大学、看護専門学校等（以下「学校等」という。）に在学している者及び入学しようとしている者、又は病院の看護師等で学校等に進学しているため休職している者で、かつ卒業後、当院に就業する意志がある者とする。

2 奨学生の数は、年度毎に別に定める。

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は別表のとおりとする。

(奨学資金の利息)

第4条 奨学資金は、無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学資金の交付

(貸付の申請)

第5条 奨学資金の貸付を希望する者は、高山赤十字病院看護学生等奨学資金貸付申請書（別紙様式第1号）に所定の事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、病院長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（当院指定様式）
- (2) 学校等の在学証明書
- (3) 学校等又は最終出身学校の成績証明書

2 申請および審査の期間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 申請期間は、毎年2月から5月上旬頃まで受付するものとする。
- (2) 審査期間は、5月中旬頃に計画し、申込者へ通知するものとする。

(貸付の決定)

第6条 病院長は、前条の申請書等の書類審査および面接審査の上、奨学資金の貸付の可否を幹部会において決定し、その旨を高山赤十字病院看護学生等奨学資金貸付決定通知書（別紙様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 奨学生の採用人数は、毎年概ね10名までとするが、採用計画や経営状況の判断により最終的に幹部会で決定するものとする。

3 採用された奨学生は各学年次に、成績証明書を病院長に提出しなければならない。

(貸借契約)

第7条 前条第1項の規程により奨学資金の貸付の決定通知を受けた者は、病院長と貸借契約書（別紙様式第3号）による契約を締結するとともに、1名の連帯保証人を立てなければならない。

(奨学資金の貸付期間及び交付時期)

第8条 奨学資金の貸付期間は、病院長が貸付を開始することを定めた日から、奨学生が当該学校等を卒業する日の属する月までとする

2 奨学資金の交付時期は、病院長が貸付を開始することを定めた日からとし、5月末日(4月から9月)及び11月末日(10月から3月)の年2回とする。(ただし、初年度は6月末日とする)

3 交付は奨学生名義の銀行口座に送金するものとし、奨学生は口座振込依頼書(別紙様式第4号)に所定の事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添えて病院に提出する。

(1) 通帳又はキャッシュカードの写し

(奨学資金受領書の提出)

第9条 奨学資金を交付された奨学生は、速やかに奨学資金受領書(別紙様式第5号)を病院長に提出しなければならない。

(奨学資金の貸付休止)

第10条 奨学資金の貸付を受けている奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までの分の奨学資金の貸付は行わないものとする。この場合において、この期間内の月の分の奨学資金が既に貸付されているときは、その奨学資金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたとみなす。

(奨学資金の貸付決定の取り消し)

第11条 病院長は、奨学生が次の各号の一に該当したときは、速やかに奨学資金の貸付を取り消すものとする。

(1) 停学の処分を受けたとき

(2) 学校等を退学したとき

(3) 死亡したとき

(4) 奨学資金を辞退したとき

第12条 奨学資金の貸付期間が終了したときは、奨学生は貸付した奨学資金の全額について連帯保証人と連署のうえ、次の書類を提出しなければならない。

(1) 奨学資金借用証書(別紙様式第6号)

第3章 奨学資金の返還及び返還猶予

(奨学資金の返還)

第13条 奨学生は、原則として貸付金を全額返還しなければならない。

2 返還期間は貸付期間(奨学資金を貸付されなかった期間を除く)に相当する期間内とする。

3 第11条による、貸付の取り消しがなされた場合は、1ヶ月以内一括返還する。

4 卒業年度に看護師国家試験や入社試験に合格しなかったときは、即時一括返還する。

5 前記の期間内にやむなく退職する場合は、退職承認時に残りの勤務期間相当分を一括返還する。

(奨学資金の返還猶予)

第14条 病院長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、その事由が継続している期間、当該奨学資金の返還の履行を猶予することができる。

(1) 学校等を卒業した後、引き続きより上級の学校等において修学しているとき

(2) 業務外の傷病若しくは災害により就業できず、返還が困難になったとき

- 2 奨学生は、返還猶予を受けようとするときは、奨学資金返還猶予申請書(別紙様式第7号)を病院長に提出し許可を受けなければならない。

第4章 奨学資金の返還免除

(奨学資金の返還免除)

第15条 奨学生が卒業後、別に定める奨学資金貸付規程細則の条件に該当した場合は、病院長は奨学資金の一部または全額の返還を免除することができる。

第5章 奨学資金の管理

(奨学資金貸付台帳)

第16条 病院長は、奨学資金の現状を明確に把握するため、奨学資金貸付台帳(別紙様式第10号)を設け、常時、必要事項を記録管理するものとする。

第6章 雑 則

(その他)

第17条 この規程の施行に関し、必要な事項は病院長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この規程は平成10年4月1日から施行する。
2. この規程は平成12年4月1日から施行する。
3. この規程は平成14年4月1日から施行する。
4. この規程は平成16年4月1日から施行する。
5. この規程は平成19年4月1日から施行する。
6. この規程は平成21年4月1日から施行する。
7. この規程は平成24年2月1日から施行する。
8. この規程は令和4年1月1日から施行する。
申請時期、審査時期、初年度の奨学資金交付時期をそれぞれ変更
提出書類(履歴書)を指定様式へ変更

別表

奨学資金貸付額

高山赤十字病院看護学生等奨学資金貸付規程第3条の奨学資金貸付額は下記のとおりとする。

記

	就学年数	年 額	月 額
赤十字看護大学	4年制	600,000円	50,000円
看護大学	4年制	600,000円	50,000円
看護短期大学	3年制	600,000円	50,000円
看護専門学校	3年制	600,000円	50,000円
助産師養成コース	1年制	600,000円	50,000円

- (注) 1) 2年次、3年次、4年次からでも適用する。
2) 大学院は適用する。

以上

高山赤十字病院看護学生等奨学資金貸付規程細則

高山赤十字病院奨学資金貸付規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望確認)

第1条 病院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し当院への就労有無を確認する。

(奨学資金の返還免除の要件と免除額)

第2条 規程第15条に定める、卒業後における返還免除は、「卒業年度に看護師等国家資格を取得し、当院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

- 1) 奨学金貸付期間1年を超え2年間までの者は2年間の勤務を要し、免除額は1,200,000円までの範囲内とする。
- 2) 奨学金貸付期間3年間までの者は3年間の勤務を要し、免除額は1,800,000円までの範囲内とする。
- 3) 奨学金貸付期間4年間までの者は4年間の勤務を要し、免除額は2,400,000円までの範囲内とする。
- 4) 奨学金貸付期間1年以内の者は1年間の勤務を要し、免除額は600,000円までの範囲内とする。

- 2 前項第一号の場合において、傷病又は災害のやむを得ない事由により、看護師等の業務を中断した場合の前後の期間は、引き続いたものとみなす。
- 3 奨学生は、返還免除を受けようとするとき、返還免除申請書(別紙様式第8号)を病院長に提出しなければならない。
- 4 奨学資金の免除が認められた場合、看護学生等奨学資金返還免除決定通知書(別紙様式第9号)により通知するものとする。

(施行期日) 平成21年4月1日から施行する。
平成23年4月1日から施行する。